

平成26年度新潟市老人デイサービスセンター指定管理者事業計画書

施設名 老人デイサービスセンターかんばらの里

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 秋葉福祉会
事業者の所在地	〒956-0025 新潟市秋葉区古田字南613番地1

2. 指定管理者申請の理由

平成7年4月1日創設された老人デイサービスセンターかんばらの里は、本体の特別養護老人ホームかんばらの里に増築された短期入所棟（当法人所有）との合築で、開設当初から旧新津市より管理運営を委託されてきました。給食は特養の施設を共有しています。

この間、10年以上に渡り地域に密着したサービスに徹し、利用者とその家族の信頼を確立してまいりました。

今後も、施設の機能的な面と永年培ってきたサービスのノウハウをもって地域の福祉の増進に寄与したく、指定管理者の申請をいたしました。

3. 事業計画

(1) 老人デイサービスセンターかんばらの里運営の理念及び方針

①当該施設運営の基本的な理念及び方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。サービス提供に当たっては安心安全と親切丁寧を旨とし、提供方法については十分な説明を行います。

②市民に利用しやすい施設運営の考え方

家族が共働きである家庭もあることから、利用時間帯をできるだけ長く設定しています。また、広報誌等による情報開示、苦情相談窓口の設置など、利用者や家族にとって身近な施設作りを目指しています。

③利用者に対する質の高いサービスの提供に向けた取り組み

各種研修会へ職員を派遣し、資質の向上に努めます。

利用者の気持ちに立ったサービスの実践に努めます。

(2) 事業の実施方法

① 定員数 30名

② 休館日 なし

③ 開館時間

午前7時から午後7時まで（内、サービス提供時間は午前9時から午後5時まで）

(3) サービス内容

車椅子対応車による送迎、食事の提供、入浴介護、機能訓練、その他日常生活に係る介護サービス

(4) 利用料金

サービスの利用料は厚生労働大臣が定めた介護保険告示上の基準額とし、法定代理受領サービスの場合には、法で定める利用者負担割合による額を利用料とします。

その他の利用料については、食費（朝食430円、昼食600円、おやつ70円、夕食500円）、個別レクリエーション材料費を実費とします。

(5) 低所得者対策実施の有無

社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の減免措置を実施しています。

(6) 利用者等の要望の把握と業務への反映方法及び苦情への対応方法

アンケート等による要望調査を随時行い、ディサービス会議又は運営会議で検討してサービスの改善を行います。

苦情については、受付担当者を設け、苦情解決責任者或いは第三者委員の協力を得て円満な解決に努めます。

(7) 利用者の家族、関係機関および地域との連携

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(8) 環境に配慮した取組

記録をパソコン化し、紙類の節減を図っています。ごみ減量化を目指し、資源ごみはリサイクルに出したり、レクリエーションの材料として使用しています。

(9) 平成26年度収支計画

別紙収支計画書による。

4. 人員計画

人員計画

(1) 職員配置

- ① 施設管理者 1名
- ② 生活相談員 3名（うち1名介護職員、1名看護職員と兼務）
- ③ 看護職員 正職2名、臨時1名、パート職員2名（機能訓練指導員兼務）
- ④ 介護職員 正職7名（うち1名生活相談員兼務）パート職員（6名）
- ⑤ 機能訓練指導員 臨時1名、パート職員2名（看護職員兼務）
- ⑦ その他 歯科衛生士 正職1名、パート職員1名（特養兼務）
運転手 パート職員3名

(2) 職員の資質向上への取り組み

専門職としての資質向上のために各種研修に参加及び毎月行っているディサービス会議にて職員に復命し全体の資質向上に努めています。

5. 施設の維持管理

担当職員が定期的に建物及び設備を監視し、異常ある時は区役所と連絡を取りながら、専門業者に依頼し、修繕等を実施するようにしています。

冷暖房設備については、業者と保守契約を結び、遠隔監視装置で常時運転状況を監視しています。

自動ドアについては、専門業者と年間保守契約を結び、定期的な保守に努めています。

日常的な施設内外の清掃・美化については職員が行い、清掃業者によるワックス掛け年2回、窓ガラス清掃年3回、予定しています。

6. 衛生管理

併設施設と協力して感染予防対策委員会を設置し、定例で年6回及び必要に応じて臨時会議を開催しています。

また、食中毒や感染性胃腸炎・インフルエンザ流行期まえに毎年研修会を開催し、発生予防に努めています。

7. 緊急時対策

(1) 事故防止対策について

併設施設と協力して事故防止対策委員会を設置し、事故防止に努めています。

定期的に研修を行い、職員の事故予防の啓発に努めています。

(2) 災害対策について

利用者の急変等、医療措置が必要と認められる場合は、速やかに隣接の新津医療センター病院に連絡し、外来受診をします。また、家族・担当ケアマネにも連絡します。

火災や地震の対応マニュアルを整備し、年2回以上避難訓練を実施しています。

消火器具の定期自主点検を実施しています。

職員の手が必要なときは、併設の特別養護老人ホームに応援を求めます。

8. 個人情報の保護

・社会福祉法人秋葉福祉会個人情報保護規程に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めています。

・職員には個人情報の守秘義務がある事を周知徹底するように教育しています。

・契約書やケース記録などは施錠可能な事務室内の施錠可能な書棚に保管しています。

・廃棄すべき書類に個人情報が掲載されている時は、シュレッダーによって処理します。

・パソコンのセキュリティー対策を講じています。